

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県下北郡東通村

2 構造改革特別区域の名称

東通村ふるさと再生特区

3 構造改革特別区域の範囲

東通村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

東通村は、青森県下北半島の北東部に位置し、東側は太平洋、北は津軽海峡に面し、西側は、下北地方の中心地であるむつ市、横浜町と接し、南北に細長い形状をした地域である。

東通村までの所要時間は、青森県の玄関口である青森空港からは2時間半(105km)、八戸市からは2時間(100km)、三沢市(三沢空港)からは1時間30分(75km)である。

面積は、294.36平方キロメートルで、このうち耕地の占める割合は8%と少ない反面、森林原野の占める割合は約80%と著しく高い。

本地域の地形は、比較的なだらかな丘陵をなしており、最も標高の高い地点は六ヶ所村との境の447m程度であり、独立の山では桑畑山が標高400mである。

海岸線は北東端の尻屋崎を挟んで、津軽海峡と太平洋に面して約60kmに及ぶ。太平洋岸には幅約1km長さ10km以上にわたる猿ヶ森砂丘が広がり、かつての海岸線であった低地には、多数の沼や湿地が点在し、豊かな自然に恵まれた地域で東通村独自の景観を形成している。

(2) 歴史・風土

当村を含めた下北地方一帯を糠部群宇曽利郷といい、藩政時代から南部馬を祖として軍用馬の生産地であったことから、現在でも尻屋崎で寒立馬と呼ばれその血を受け継いでいる。

文化としては、国重要無形民俗文化財指定の「能舞」、県無形民俗文化財指定の「神楽」、「田植え餅つき踊り」、「獅子舞」等の郷土芸能が地域の生活に根付き、古くから各集落において伝統文化が受け継がれている。

(3) 東通村の人口(平成12年国勢調査)

気候と人口

気候は、年平均気温で9℃、8月でも平年最高気温が22℃～23℃と涼な気候である。2月の厳寒期の平年最低気温は-5℃前後で、雨量は、年総雨量1,000mm前後である。積雪は1月～3月まで見られるが、積雪量は、日本海側に比べられると少ない。平均日照時間は、5月～6月にかけて7時間弱となるが、ヤマセの訪れる夏期には2～3時間となる。

人口は、昭和35年の12,449人をピークに、その後は平成7年の国勢調査では8,045人、平成12年では7,975人、平成15・16年には8,200人前後のほぼ横ばいで推移している。

(4) 産業の動向

平成12年の東通村における主要産業の生産額は総額710億円である。ここ10年間で水産業、農業を始めとする一次産業が減少している状況にあり、この背景には後継者不足と高齢化現象がある。逆に、建設業、製造業、鉱業が伸びている。

産業別の純生産では、鉱業、建設業を始めとする第二次産業の比率が最も高く、これは尻屋地区の日鉄鉱業(株)と三菱マテリアル(株)による石灰採掘とセメント工場によるものである。

(5) 地域づくり

平成7年3月に策定された「東通村新総合開発振興計画 飛躍する未来を拓く村づくり」では、良好な環境を育む、快適な生活を営む、力ある産業を培う、独自の文化を創る、内外の交流を拓くの5項目を基本構想の柱とし、人間と自然がとけあった街、住む人々の全てが健康で、豊かで、生きがいと創造に満ちた生活が営める街づくりを推進してきた。

特に村の基幹産業である第1次産業の活力を取り戻すため、生産基盤の整備と流通体系の確立を図ることで、雇用の場の創出と所得の向上に努めている。また、若年層を中心とした人口の流出に歯止めをかけるため、農林水産業と観光産業等の連携を図りながら、自然環境の保全にも十分配慮しつつ基盤整備や生活環境を整備し、地場産業の総合的な振興、発展を目指している。そこで、野牛沼・片崎山をつなぐ一帯を観光拠点エリアと位置づけ、観光牧場、片崎山展望台、レストハウス、オートキャンプ場、農村公園などを整備し、自然の散策や花の植栽、自然を満喫できるメニューづくり、乗馬、蕎麦やハム、ウインナ-づくり等の体験学習や学習活動により、都市住民が地元住民との交流に求めている内容の充実を図るとともに、交流活動による人づくり・街づくりが推進されるよう努めております。

(6) 規制の特例措置を講じる必要性

当村は16軒の旅館民宿があるものの観光客の受け入れ体制が整っていないことなどから、日帰り型の観光が主流となっております。このような現状を打破し、更に地域の活性化を図っていくためには、農家や民宿等が積極的に滞

在型グリーン・ツーリズムを組み入れていくことで、都市住民の眼を通し「村の良さ（価値）」が再発見でき、そのことが自分たちの住む村への「誇り」や「自信」にもつながり、地域への愛着や地域づくりの原動力となり、地域が活性化される。都市住民との交流では恵まれた山の幸、海の幸に加え濁酒を取り入れ東通村ならではの郷土料理のメニュー化を進めていることから、特定事業者による濁酒の製造事業に関して、特例措置を必要とするものであります。

5 構造改革特別区域の意義

当村は豊かな自然を背景として、農林水産業を生業として発展してきた村である。また、古くから伝承されてきた能舞を始めとする文化財にも恵まれ、これら産業と伝統文化の融合による活力ある村づくりを推進しているところであり、

また、観光面でも牧歌的風景の中に白亜の灯台がそびえ立つ国定公園尻屋崎とその地に生息する「寒立馬」を始めとした観光資源にも恵まれ、年間約20万人もの観光客が訪れております。

しかしながら、旅館民宿などの宿泊施設の規模や設備不備、更に観光客への魅力的な観光メニューが準備されていないなどの理由から、ほとんどが日帰り型の観光となっており、その魅力を十分に伝えられていない状況にあります。

ここ数年は観光目的の観光客だけでなく、ブルーベリーの摘み取り体験や東通新そば街道まつりなど、村の特産品や食材を満喫するため来訪する人も増加している。

特区計画により、地元農林水産業から生み出される新鮮な食材や伝統文化、観光資源を融合した滞在型グリーン・ツーリズムが推進され、産業や地域の活性化が図られる。グリーン・ツーリズムを介しての都市住民との交流は、都市住民の眼で当村地域の再評価をしてもらうことにより、「村や地域の良さ」の再発見の契機にもつながり、地域再生の足がかりともなり得る。また、村の一次産業と観光産業を一体的に推進することは、その相乗効果も大きく、村経済の活性化にも大きく、村経済の活性化にも資するものである。

6 構造改革特別区域の目標

東通村の産業は、広大な土地を生かした農業・林業などの第一次産業が主体であり、地理的条件と恵み豊かな資源を有効活用したグリーン・ツーリズム等の体験型観光を振興し、人と人、物と物との交流を推進させる。また、平成20年を目標年次としている東通村新総合開発振興計画基本構想の理念のもと、人間と自然のとけあった村、又、住む人々の全てが健康で、豊で、生きがいと創造に満ちた生活が営める村づくりを目指す。

さらに地元から取れた山の幸、海の幸を食材とした郷土料理と濁酒をもてなすことで、地産地消を推進し地場製品の消費拡大を図る。

また、古くから伝承されてきた能舞（国重要無形民俗文化財指定）などの伝統芸能と寒立馬等の観光資源に触れる機会の拡充を図ることにより、東通村に

対しての理解と関心を高めてもらい、村のイメージアップを図るとともに、民宿などの施設の充実と観光入り込みに対応したサービスの向上、観光交流の拠点施設の整備、ネットワークによる情報発信を行う。

このような状況を踏まえて、村をめぐる課題や村民のニーズを的確にとらえ、地場産業を主体に新たな業種を展開し、生活を向上させる力ある産業を育成するためにも滞在型グリーン・ツーリズムを導入し、地域やふるさとの再生を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

構造改革特別区域計画の実施により、都市住民と農漁村の交流が生まれ、観光客が増加すれば観光収入の増加が見込まれる。

また、観光客の増加に伴い、地産地消の取組みが一層推進し、地元の農水産物の消費拡大されることで収入が増加し、地場産業の活性化が推進される。

更には都市住民との交流において民宿業と農家の連携が図られれば、農林水産業と観光産業の発展につながるものである。

表 1 経済的社会的効果の指針

観光客入込数 (単位：人)

項目	平成15年度実績	平成16年度目標	平成21年度目標
宿泊客数	43,913	48,304	53,134
日帰り客数	204,837	225,320	247,852

資料：青森県観光統計概要

観光消費額 (単位：千円)

項目	平成15年度実績	平成16年度目標	平成21年度目標
宿泊費	307,398	315,000	350,000
日帰り	15,939	17,532	19,285

資料：青森県観光統計概要

所得の向上 (単位：万円)

項目	平成15年度実績	平成16年度目標	平成21年度目標
農家所得	360,000	370,000	400,000
農業純生産額	740,000	850,000	960,000

資料：青森生産農業所得統計概要

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

冬の観光客の誘致

県外から訪れる観光客は5月から10月にかけて自家用車やバイクを利用して訪れる人が多く、冬型のイベント企画も少ないことから冬期間の観光客は少なくなる。東通村は「寒立馬と能舞の里」としてPRしており、冬の観光として寒立馬写真コンテストの開催や能舞の観劇ツアーの企画等により周年型として観光客の誘致を推進していく。

悠々の森学校による交流事業

学校、自治体、企業、ボランティア、地域の森林所有者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、悠々の森での林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等の取組みを推進する。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者等の派遣を活用しつつ地域の特性を生かした森林とのふれあいや村民参加の森林づくりの活性化に努める。

特産品販売及び農業体験学習並びに加工品試作

野牛沼周辺の産直施設である村農水産物直売所や野牛川レストハウスなど地元で収穫された農水産物の販売、生活改善グループ等主催によるそば打ち体験、ブルーベリー摘みとり体験、加工品試作体験学習などに取り組んでいく必要がある。

特区内で開催されるイベントとのタイアップ

都市住民に東通ふるさと祭り、ふれあい牧場まつり、尻屋崎寒立馬マラソン・歩くスキー大会などの自然体験イベントに参加していただく。

大自然を満喫するとともに訪れた観光客に農家民宿等でもてなすことにより、地域文化や郷土の食文化に接しながら地元住民との交流を図ることでリピーターの増加を図る。

生活環境及び自然環境の保全条例

農地の景観を保つために、ボランティアや耕作者が田畑の畦畔や農村公園などの草刈りや遊休農地の手入れなどにより、都会住民の心を癒し、疲れた気持ちに活力を沸き起させるような田園風景を復活させるとともに、地域住民の共同作業により、耕作農地の遊休化を未然に防ぐ意識を植え付ける。

そのためにも東通村民が自ら、美しいふるさとの創造を実現するための生活環境及び自然環境を保全するため条例等を設置している。

新規農家民宿等の開業者及び法人等による農業への新規参入の支援

地域段階で新規就農者等の円滑な参入を支援するためには、経営に関する指導、先進農家での研修、技術研修、営農指導に対して地域が連携して協力協力体制を確立していく必要がある。

原子力発電所と風力発電所とのタイアップ

当村は原子力発電所の建設が行なわれており、平成17年10月には運転開始の予定である。また、自然を活用した風力発電も66基建設されておりエネルギーの村としてもPRしていく必要がある。

原子力発電所PR館(トントゥビレッジ)においては、原子力発電に対する知識の普及や理解を得るためのイベントや広報活動を展開しているほか、村の歴史や文化を学ぶことができる施設としても利用されている。

また、風力発電は尻屋崎を一望できる場所に建設されていることから、将来的には観光の一つとして注目されている。

このように、構造改革特別区域計画を実施する上では、エネルギー関連での人的交流も視野にいれる必要がある。

(別紙 1)

1 特定事業の名称

7 0 7

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

特区において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、濁酒の製造をしようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主なものとして都市住民が余暇時間を利用して農村に滞在しながら農業体験やその他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、農家民宿や農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用する業（旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒の製造及び提供するために濁酒の製造免許を申請した場合は、酒税法第7条第2項の規定は適用しない。

5 当該規制の特別措置の内容

現在、当村には16軒の旅館民宿を有しているが、一軒でも多くの旅館民宿がグリーン・ツーリズムに参加すれば、東通村の伝統文化と食文化を都市住民の目で評価してもらう機会が拡大し、ふるさとに対する愛着や地域づくりの原動力となり、地域の活性化につながっていくことから、グリーン・ツーリズムを推進するために必要な特例の措置を講じるものであります。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないこととし、酒類製造免許を受けることが可能となることから、農村地域における新たな起業実施の促進を図るうえでも、当該特例措置の適用が必要となります。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となり、受ける義務が生じてくるものであります。